

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和8年9月

札幌市人事委員会

報 告

地方公務員法に基づく人事委員会の給与勧告制度は、公務員が憲法で保障された労働基本権の制約を受けていることへの代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

勧告に当たっては、経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与について調査を行い、公民の給与を精確に比較したうえで、職員の給与水準を民間の給与水準と均衡させることを基本としている。

本委員会は、昨年の給与勧告後も引き続き、第三者機関として公正かつ中立な立場に立って、職員給与及び民間給与の実態その他職員の給与決定に関する諸条件について調査、研究を行ってきた。

その結果の概要は、次のとおりである。

1 職員給与の状況

本委員会は、本市職員（単純な労務に従事する職員、企業職員及び会計年度任用職員を除く。以下同じ。）の本年4月における給与の支給状況を把握するため、「令和8年札幌市職員給与実態調査」を実施した。

本市職員は、従事する職務の種類に応じて、行政職、消防職、医師職等の5種6給料表の適用を受けており、これらの職員の給与等の概要は、第1表に示すとおりである。

（参考資料 1 職員給与関係資料 参照）

第1表 本市職員の給与等の概要

項 目		本 市 職 員	行 政 職
職 員 数		17,075人	8,118人
平 均 年 齢		39.9歳	39.4歳
平均勤続年数		15.3年	15.3年
平均 給与 月額	給 料	349,809円	323,459円
	扶養手当	9,479円	8,818円
	地域手当	14,840円	13,755円
	住居手当	8,122円	8,950円
	管理職手当	6,678円	7,862円
	そ の 他	7,717円	7,314円
合 計		396,645円	370,158円

- (注) 1 平均給与月額のその他とは、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当及び寒冷地手当の合計である。
 2 定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び特定任期付職員給料表適用職員は含まれていない。
 3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、札幌市職員給与条例附則第10項により給料月額が決定される職員を除いて算出している。

2 民間給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与との比較を行うため、人事院、北海道人事委員会等と共同して、企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の市内民間事業所739事業所のうちから層化無作為抽出法によって抽出した148事業所を対象に「令和8年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務と類似すると認められる76職種の職務に従事する者について、給与改定や賃金カット等の状況にかかわらず、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を調査するとともに、給与改定の状況等を調査している。また、昨年8月から本年7月までの賞与等の特別給の支給状況についても調査している。

(2) 給与改定の状況

市内民間事業所における給与改定の状況を調査した結果は、第2表に示すとおりである。係員についてベースアップを実施した事業所の割合は64.2%（昨年61.4%）となっており、昨年に比べて2.8ポイント増加している。

また、定期昇給の実施状況を調査した結果は、第3表に示すとおりである。係員について定期昇給を実施した事業所の割合は88.0%（昨年91.4%）となっている。昇給額については、昨年より増額となっている事業所の割合は28.5%（昨年32.7%）となっており、昨年に比べて4.2ポイント減少している。

（参考資料 2 民間給与関係資料 参照）

第2表 民間における給与改定の実施状況

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
	%	%	%	%
係 員	64.2 (61.4)	5.5 (2.2)	0.0 (0.0)	30.4 (36.4)
課長級	56.2 (51.5)	4.5 (2.2)	0.0 (0.0)	39.3 (46.3)

(注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の合計が100にならない場合がある（次表において同じ。）。

3 () 内は、昨年の数値である（次表において同じ。）。

第3表 民間における定期昇給の実施状況

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		増額	減額	変化なし			
	%	%	%	%	%	%	%
係 員	91.8 (91.4)	88.0 (91.4)	28.5 (32.7)	10.5 (4.2)	49.0 (54.5)	3.8 (0.0)	8.2 (8.6)
課長級	83.0 (80.5)	79.2 (80.5)	23.3 (28.7)	10.9 (3.2)	45.0 (48.5)	3.8 (0.0)	17.0 (19.5)

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 職員給与と民間給与との比較

本委員会の給与勧告に当たっては、「札幌市職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員給与と民間給与との比較を行っており、その概要は次のとおりである。

(1) 月例給

本年の民間賃金の改定動向をみると、ベースアップを実施した事業所の割合が昨年に比べ増加しており、また、定期昇給を実施した事業所の割合についても、引き続き高い水準にある。

このような情勢のもと、職員（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び札幌市職員給与条例附則第10項により給料月額が決定される職員を除く。）にあっては一般行政職員（一般事務・技術職員）、民間にあってはこれに相当する事務・技術関係職種の者の給与について、職務の種類、責任の度合、学歴、年齢の給与決定要素を同じくすると認められる者同士を比較し、その較差を総合する方法により公民較差を算出した。

その結果、本年4月現在における民間給与及び職員給与は、第4表に示すとおりであり、民間給与が職員給与を11,880円（3.16%）上回っていることが認められた。

第4表 公民給与の較差

民間給与(A)	職員給与(B)	公民較差(A)－(B)
387,660円	375,780円	11,880円（3.16%）

(注) 民間従業員、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において市内民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、第5表に示すとおり所定内給与月額の4.69月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の現行の平均年間支給月数を上回っている。

第5表 民間における特別給の支給状況

所定内給与月額	下半期 (A1)	391,261 円
	上半期 (A2)	384,047 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	858,551 円
	上半期 (B2)	958,413 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.19 月分
	上半期 (B2/A2)	2.50 月分
	計	4.69 月分
(参考) 職員の期末・勤勉手当の平均年間支給月数		4.65 月分

(注) 下半期とは令和7年8月から令和8年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

4 国家公務員給与との比較

総務省の「令和7年地方公務員給与実態調査」によると、令和7年4月における国家公務員の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額とこれに相当する本市職員の給料月額を、学歴別、経験年数別に区分した国家公務員の職員構成を用いて比較し、国家公務員を100として算出したラスパイレス指数は、98.7となっている。

5 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月と比べて、全国では1.4%、札幌市では1.5%上昇している。

また、同局の家計調査における本年4月の2人以上の世帯の平均消費支出は、札幌市では320,451円（世帯人員平均2.74人、世帯主年齢平均60.3歳）となっている。

(参考資料 3 労働経済関係資料 参照)

6 人事院勧告・報告の要旨

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与等について勧告・報告を行った。その概要は次のとおりである。

人事院の給与勧告等

令和8年 人事院勧告・報告の概要



● 職員の給与の改定(勧告・報告)

高水準のベースアップ 【令和8年4月実施】

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準【官民較差:15,056円(3.51%)】

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- ✓ 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3% (モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善)
民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ(総合職・一般職ともに9,500円の引上げ)
- ✓ 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善(行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%)

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- ✓ 転居に関する手当の新設 【令和9年4月実施】
転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設(距離区分に応じて手当額を設定)
例 東京から大阪に異動する場合の手当額(年額) 約22万円【単身赴任者は約49万円】
※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額(年間36万円)を支給
- ✓ 広域異動手当の支給割合の引上げ 【令和8年4月実施】
広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ(距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%)

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月(期末手当及び勤勉手当に均等に配分)【令和8年4月実施】※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- ✓ 特定任期付職員の勤勉手当の見直し 【令和9年4月実施】
高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保(最高で年間約3,380万円)

令和8年 人事院勧告・報告の概要



● 職員の勤務時間及び休暇の改定(勧告)【令和9年4月施行】

※一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- ・ 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

- 日単位の無給休暇
介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用
- 時間単位の無給休暇
いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- ・ 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正(意見の申出)【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- ・ 労災保険法一部改正法(令和8年7月成立)の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務

- ◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格〔令和9年夏に具体的な内容を報告〕
 - ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に
 - ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し
 - ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとられない勤務を可能とする制度の導入
- ※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し

2. 働きやすさと成長が両立する公務

- ◆ 転勤の経済的負担の軽減
 - ✓ 単身赴任者が否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設
- ◆ 働きやすい環境の整備
 - ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大
- ◆ 柔軟な働き方の推進
 - ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設
 - ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化
- ◆ 「成長できる職場」の整備
 - ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

- ◆ 採用試験等の見直し
 - ✓ 基礎能力試験へのCBT方式(オンライン試験)の導入
 - 〔対象〕
 - ・令和9年度経験者採用試験
 - ・令和10年秋の総合職教養区分【予定】
 - ・令和11年春の総合職全区分【予定】
 - ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大
- ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進
 - ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進
 - ～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～
- ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透

国家公務員行動規範

- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

7 給与改定の考え方

本市職員の給与の実態、給与決定の基礎的な諸条件として地方公務員法に定める民間給与の実態及び生計費等の状況並びに人事院勧告の概要は、先に述べたとおりである。

また、前述のとおり、職員の給与と民間給与について比較を行った結果、月例給では、本年4月現在で民間給与が職員給与を11,880円（3.16%）上回っており、特別給では、民間の年間支給割合が職員の期末手当及び勤勉手当の現行の平均年間支給月数を上回っていることが認められた。

本委員会では、このような情勢を総合的に勘案した結果、本市職員の給与について、以下のとおり措置する必要があると考える。なお、これにより職員の平均年間給与は約21.7万円増加することとなる。

(1) 月例給

公民較差等を考慮し、基本的な給与である給料等を引き上げる必要がある。

ア 給料表

(ア) 行政職給料表

行政職給料表については、民間における動向、人事院勧告の内容等を考慮し、人材確保が喫緊の課題であることを踏まえた初任給の引上げを行うとともに、若年層に配慮しつつ、その他の職員について令和7年を上回る改定を行う必要がある。

なお、定年前再任用短時間勤務職員については、近年の考え方に基づく改定率を上回る改定を行うとした人事院勧告の内容等を踏まえて改定を行う必要がある。

(イ) 行政職給料表以外の給料表

消防職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して改定を行う必要がある。

医師職給料表、教育職給料表（高校・特別支援）及び教育職給料表（小・中・幼稚園）については、人事院勧告の内容を踏まえて改定を行う必要がある。

特定任期付職員に適用される給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定を行う必要がある。

イ 諸手当

(ア) 初任給調整手当

医師に支給される初任給調整手当の限度額については、人事院勧告の内容に準じて改定を行う必要がある。

(1) 転居に関する手当等

本年、人事院は、転居を伴う転勤を行う職員に対する経済的負担の軽減を図るため、一律の基礎額と職員の住居と配偶者の住居の間の距離区分に応じた加算額からなる現行の単身赴任手当について、支給額の改善等を行った上で、加算額を分離・再編し、単身赴任者のみではなく転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とした転居に関する手当（異動から3年間支給）を新設する勧告を行った。

本市においては、職員が原則として札幌市内での勤務であり、全国的な異動を前提とする国家公務員とは事情が異なることなどから、国の動向等を注視しながら、本市の実態に即した制度について検討していく必要がある。

ただし、当該手当のうち現行の単身赴任手当の加算額相当部分の改善等については、単身赴任者の帰宅費用等の経済的負担を軽減する趣旨で行われるものであり、その必要性は本市においても同様であることから、人事院勧告を踏まえ、単身赴任手当の加算額について、新たに100km未満の距離区分を創設するとともに支給額を引き上げる必要がある。

(2) 特別給

期末手当及び勤勉手当については、市内民間事業所との均衡を図るため、年間支給月数を引き上げる必要がある。引上げ分は、人事院勧告の内容を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和9年度以降については期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう定める必要がある。

また、特定任期付職員に適用される給料表の適用を受ける職員の期末手当及び勤勉手当については、人事院勧告の内容に準じて改定を行う必要がある。

(3) 実施時期

本年の給与改定については、令和8年4月1日から実施することが適当である。

ただし、本年の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定については令和8年12月1日から実施し、単身赴任手当並びに令和9年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定については令和9年4月1日から実施することが適当である。

8 人事・給与制度及びその他の勤務条件

今後も、本市が様々な行政課題に対応し、適切な行政運営を行っていくためには、以下の項目で述べる人事・給与制度及びその他の勤務条件に関わる取組を進め、職員力・組織力を向上させる必要がある。

(1) 人材の確保

ア 有為かつ多様な人材を確保する手法の導入・検討

少子化に伴う生産年齢人口の減少により、労働市場における人材確保競争は激しさを増しており、本市の職員採用を取り巻く環境は極めて困難な局面を迎えている。複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応し得る行政運営体制を維持するためには、有為かつ多様な人材を安定的に確保していくことが不可欠である。

全国的に公務員志望者が減少傾向にある中、国や他の地方公共団体においても採用試験制度の見直しが進められている。本委員会においても、令和6年度より従来の試験制度に加え、大学の部において新たにSPI（総合適性検査）を活用した採用試験を導入したことで、一般事務（行政・福祉コース）における受験者数の減少に一定の歯止めをかけることができた。

さらに、令和8年度からは社会人経験者の部において、基礎試験をSPIに切り替えたほか、一部の試験区分において受験資格要件を緩和・拡大する等、就職希望者に対して門戸を広げる取組を行った。一方で、技術職の受験者数については依然として厳しい状況が続いていることも踏まえ、今後も国や他都市の動向を注視しつつ、就職希望者のニーズを的確に捉え、安定的に受験者を確保できる試験の手法や実施時期等、制度の在り方について検討が必要である。

また、複雑・多様化する行政課題に的確に対応するためには、様々な採用手法を活用し、引き続き民間企業等での多様な経験や高度な専門性を有する人材を効果的に登用することが求められる。

イ 採用広報の拡充

これらの採用試験等に関する取組に加え、戦略的な採用広報活動も重要となってくる。従前から、本委員会及び任命権者は、対面やオンラインによる説明会、個別相談会を実施してきた。近年は就職活動において、SNSを利用する就職希望者が増加していることから、公式インスタグラムによる情報発信や、Web広告の掲載等、多様な媒体を活用し、本市職員として働くことの魅力ややりがいを発信している。

また、本委員会と任命権者は、就職希望者に対して本市への志望意欲を高め、採用辞退や入庁後のミスマッチを防ぐ取組として、オープン・カンパニー

等のキャリア形成支援活動を実施している。こうした取組は、公務の魅力を発信するとともに、入庁後の職員の定着にもつながるため、今後とも継続して注力していくことが重要である。

(2) 人材の育成

行政課題は複雑・多様化しており、質の高い市民サービスを提供し、市民ニーズに柔軟かつ的確に対応するためには、有為かつ多様な人材の確保とともに、職員の育成も重要な要素である。

任命権者においては、令和6年3月策定の「札幌市人材マネジメント方針」において、人材確保・人材育成・マネジメント・職場環境の4つの観点から職員の成長を支援する取組を推進していくこととしており、特に人材育成に資する人事評価制度や研修体系、管理職へのマネジメント支援について、重点的に見直しや施策の展開を進めているところである。

本市においては、近年、若年層の離職者数が増加しているほか、エンゲージメント調査結果全体ではエンゲージメントスコアは改善傾向にあるものの、若手職員、特に新規採用職員については入庁から年齢を重ねると徐々にスコアが低下する傾向にもあることから、前述の見直しや施策の推進により、若年層をはじめとする職員一人一人がやりがいと成長を感じられる組織風土の醸成に努める必要がある。

さらに、デジタル・AI技術が急速に進展する中、常に最新の技術を的確に捉え、研修等を通じて多くの職員がデジタル技術を活用できるよう支援するとともに、人事管理においても、客観的なデータに基づいて適正な組織マネジメントを促進していく視点が不可欠である。

一方、係長職候補者試験の対象となる職員は将来的に市役所の中核を担うこととなるが、その受験率は、性別にかかわらず低下傾向にある。本委員会では令和9年度より40歳代の職員を対象とした当該試験は昇任選考に制度変更することとしたところだが、任命権者は昇任制度にかかわらず、あらゆる世代の職員に対して、機を捉えて昇任意欲を高めることが必要である。

これらに加え、人材育成の上では、経験豊富なベテラン職員の知見の活用が重要であることから、地方公務員法の改正により定年が段階的に引き上げられている中、より効果的な人材育成に繋がるよう、高齢層職員の知見の活用と適所の人事配置等が求められる。

(3) ワーク・ライフ・バランスの実現

ア 長時間労働の是正

長時間労働の縮減は、職員の心身の健康増進や業務能率の向上、有為かつ多様な人材の確保という観点からも重要な課題である。

本委員会が実施している労働基準法等に基づく定期調査では、職員一人当たりの時間外勤務時間数は近年減少傾向にあったが、令和7年度には、選挙業務や国勢調査業務が重複したこともあり、令和6年度と比較して増加した。

本市の重要な政策や災害対応、選挙関係業務等のうち緊急を要するものである特例業務については、時間外勤務の上限規制の適用を受けないこととされているが、その判断に当たっては、みだりに特例業務とすることなく、また、該当する場合であっても、引き続き必要最小限の時間外勤務となるよう留意する必要がある。

任命権者においては、各事業場が特例業務に従事する職員に対し、上限時間を超えた時間外勤務を命じた場合は、要因の整理、分析及び検証による改善案を報告するよう求め、一部事業場については報告内容に関するヒアリング調査を実施するなど、状況の把握及び改善に努めている。

引き続き、時間外勤務の実態把握や業務量に応じた適正な人員配置等を徹底するとともに、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進による業務効率化等の時間外勤務の縮減に向けた取組を進めていくことが求められる。

教員については、指導の質の確保や充実を前提としながら、標準授業時数を大きく上回る学校への教育課程編成の見直しを求める通知の発出や長時間勤務の傾向にある職員のいる学校長への個別の注意喚起等、長時間労働の解決に向けて取組を進めている。

本市における時間外在校等時間は全校種で減少傾向にあり、令和7年度は全校種平均で令和元年度と比較して約6割程度まで縮減している。加えて、令和8年3月には、法令に基づく業務量管理・健康確保措置実施計画として「札幌市立学校における働き方改革プラン」を策定し、教員の業務量の適切な把握と健康・福祉の確保に努めている。

各任命権者においては、長時間労働の是正に向けた取組を継続するとともにそれらの効果を検証しながら、必要に応じて取組内容の改善や新たな対策を講じられるよう期待する。

イ 多様で柔軟な働き方の推進

働き方に関する価値観やライフスタイルが時代とともに変化している中、多様で柔軟な働き方を推進していくことは、職員の能力発揮や公務能率の向上の

みならず、有為かつ多様な人材の確保や組織への貢献意欲向上の観点からも重要である。

本市においては、時間外勤務免除及び子の看護等休暇取得の対象となる職員の子の範囲の拡大、部分休業の請求パターンの追加、子育てや介護を行う必要がある職員に対する制度周知と意向確認の義務付け等が順次行われている。

一方、国においては、兼業制度の見直し、無給休暇の導入など職員の自己実現につながる人事制度や個々の職員の事情に応じた柔軟な働き方の整備が進められている。

任命権者においては、職員自身の健康維持及び福祉の向上に加え、職員が家庭生活と仕事を両立させるワーク・ライフ・バランスを実現するため、子育てや看護・介護に関する休暇制度の更なる充実、フレックスタイム制度に関する調査研究など、引き続き職員が働きやすく、魅力的な職場環境を整備する取組を推進することが求められる。

(4) 心身の健康づくり

心身の不調を予防することは、質の高い市民サービスや持続可能な行政運営を目指す上で欠かせない要素である。

本市においては、平成29年度と令和7年度を比較すると、休職者総数は約1.5倍、休職者における精神疾患患者数は2倍近くとなっており、各種研修やストレスチェックの実施、相談窓口の整備や周知を進め、メンタルヘルス不調の予防や休職者の職場復帰へのサポートに取り組んでいるものの、休職者総数及び休職者における精神疾患患者数は、依然として高止まりしている。

メンタルヘルスの不調の要因は、長時間労働や職場環境、あるいはプライベートの問題など様ではないことから、任命権者においては、引き続き多面的にメンタルヘルス対策に取り組む必要がある。

また、令和8年度からは「職場の悩み事相談室」を「札幌市職員健康相談室」に統合し、治療と仕事の両立支援の相談窓口として位置付けており、疾病を抱えながらも働く意欲や能力のある職員が、仕事を理由として治療機会を逃したり、治療の必要性を理由として仕事の継続を妨げられたりすることなく、適切な治療を受けながら働き続けられるよう支援を強化している。

魅力的な職場の形成や公務能率の維持向上の観点からも、引き続き、職員が心身ともに健康に働くことができる環境を整備していくことが重要である。

(5) ハラスメントの防止

ハラスメントは、個人の人格や尊厳を不当に傷つける行為であり、精神的な苦痛によるメンタル不調や職場環境の悪化など様々な悪影響を及ぼす行為である。

本市においては、ハラスメントの防止に向けた取組として、毎年度の研修や相談窓口の複数設置などに取り組んでいるが、相談窓口には例年ハラスメントに係る相談が寄せられていることから、今後も実効性のある取組を継続していくことが必要である。

また、近年、カスタマーハラスメントの防止に向けた取組が全国的に進められており、令和8年10月から、労働施策総合推進法等の改正に伴い、事業主がカスタマーハラスメントを防止するために「雇用管理上必要な措置」を講じることが義務付けられる。

本市においては、令和6年9月に他都市に先行して「札幌市職員カスタマーハラスメント対策基本方針」を打ち出し、カスタマーハラスメントの判断基準や対応等を定めているところであるが、改正法の施行に向けて、必要な対策を着実に実施することが求められる。

ハラスメント防止に向けて、各職場においては、日頃から風通しのよい職場づくりやハラスメントを見逃さない職場風土の醸成を行うことが重要である。管理監督者においては、適時適切な職員への指導等によりハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメント発生時は迅速かつ適切に対応し、職員が働きやすい職場づくりを行うことが求められる。

(6) 服務規律の確保

服務規律の確保の重要性については、本委員会から繰り返し言及してきており、各職場においては、定期的な注意喚起や研修の実施等により、服務規律の確保に取り組んでいるが、例年、事故や不祥事により懲戒処分を受ける職員が発生しており、昨年度は、特に交通法規違反に起因する処分が多く見られた。

各職場においては、管理監督者を中心に、引き続き注意喚起や研修等を着実に実施するほか、日頃から職員間で積極的にコミュニケーションを図り、事故や不祥事を起こさない、発生させないための職場環境づくりを行っていくことが重要である。

また、各職員においても、少しの気の緩みが重大な事故や不祥事につながりかねず、自らの行動一つで市民からの信頼を損なう場合があることを今一度自覚し日頃から公務員として高い倫理観と法令遵守の意識を持って行動することが求められる。

(7) 新たな人事給与制度

人事院は、本年の勧告において、本府省の事務次官級から課長級までの職員について、他の職員に先行して職務・職責をより一層重視した給与体系を実現するとともに、任用及び勤務時間制度も見直し、人材の確保・定着に資する実力本位の人事制度を構築するための措置の骨格を示した。

具体的には、年功的な要素を廃し、各ポストの職務・職責に応じて号俸が設定されている現行の指定職俸給表を参考とした俸給表を新設するとともに、給与を俸給、業績等手当、通勤手当、転勤に関する総合的な手当を基本とする簡素で分かりやすい構成にすることとしている。

また、年間給与水準については、民間企業の役員報酬に関する調査結果等を用いて決定するなど、前述の骨格に沿った制度設計を進め、令和9年夏の具体的な報告に向け、検討を加速させるとしている。

本市においても、職務・職責に応じた給与体系の実現など、時代に応じた人事給与制度となるよう、本市の実態も考慮しながら検討を進めてきたところであるが、有為かつ多様な人材を確保するための人事給与制度の構築に向け、人事院が令和9年夏に示す具体的な措置内容も踏まえつつ、更に検討を深めていく必要がある。

(8) 会計年度任用職員の給与

人事院は、民間の短時間・有期雇用労働者等を対象とした、いわゆる同一労働同一賃金ガイドラインが改正されたことを受け、非常勤職員の給与に関する指針を改正したところである。

当該改正において、任期が相当長期にわたる非常勤職員について、扶養手当及び住居手当に相当する給与の支給に努めることとされたことから、本市においても、国の動向を踏まえつつ、適切に対応していく必要がある。

(おわりに)

継続的な物価上昇や不安定な社会経済情勢等が市民生活に大きな影響を及ぼす中、行政課題は複雑・多様化しており、札幌市が果たすべき責務はこれまで以上に大きくなっている一方、生産年齢人口の減少に伴う人材確保競争の激化や厳しい財政状況など、本市の行政運営を取り巻く環境はかつてない厳しさに直面している。

こうした困難な状況下にあっても、質の高い市民サービスを安定的に提供し続けるためには、デジタル技術の活用等により業務プロセスの抜本的な見直しを図ることはもちろん、何より職員一人一人がその能力を最大限に発揮できる生産性の高い組織へ

と転換していくことが求められる。

このような組織を確立するためには、有為かつ多様な人材を確保・育成し、組織に定着させるための人事戦略と、時代に応じた給与制度の構築が不可欠である。合わせて、組織の基盤である職員が安定した生活環境の下、高い士気と組織へのエンゲージメント、そして誇りを持って職務にまい進できる給与水準や勤務環境を確保していくことが極めて重要である。

現下の民間給与の動向を反映した本勧告は、日々の職務に従事する職員の職責に報いる上で、極めて重要な意義を持つものである。市議会及び市長におかれては、勧告制度の趣旨に深く理解を示され、この勧告を速やかに実施されることを期待する。

勸 告

本委員会は、別紙第1で述べた報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告する。

1 給料表

(1) 行政職給料表

行政職給料表については、民間における動向、人事院勧告の内容等を考慮し、人材確保が喫緊の課題であることを踏まえた初任給の引上げを行うとともに、若年層に配慮しつつ、その他の職員について令和7年を上回る改定を行うこと。

なお、定年前再任用短時間勤務職員については、近年の考え方に基づく改定率を上回る改定を行うとした人事院勧告の内容等を踏まえて改定を行うこと。

(2) 行政職給料表以外の給料表

消防職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して改定すること。

医師職給料表、教育職給料表（高校・特別支援）及び教育職給料表（小・中・幼稚園）については、人事院勧告の内容を踏まえて改定すること。

特定任期付職員に適用される給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定すること。

2 諸手当

(1) 初任給調整手当

初任給調整手当については、人事院勧告の内容に準じて改定すること。

(2) 単身赴任手当

職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度を月額105,000円とすること。

(3) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、以下のとおり改定すること。

ア 令和8年12月期の支給割合

(ア) 特定職員及び特定任期付職員以外の職員

期末手当の支給割合を1.2875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7375月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.0875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5375月分）とすること。

(イ) 特定職員

期末手当の支給割合を1.0875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあって

は、0.6375月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.2875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6375月分）とすること。

（ウ）特定任期付職員

期末手当の支給割合を0.9875月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9125月分とすること。

イ 令和9年6月期以降の支給割合

（ア）特定職員及び特定任期付職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.725月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.525月分）とすること。

（イ）特定職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.625月分）とすること。

（ウ）特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合を0.975月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.9月分とすること。

3 改定の実施時期

この改定は、令和8年4月1日から実施すること。ただし、2の(3)のアについては令和8年12月1日から実施し、2の(2)及び(3)のイについては令和9年4月1日から実施すること。

参 考 資 料

目 次

1 職員給与関係資料

令和8年札幌市職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別職員数及び平均給与月額	2
第2表 給料表別平均年齢、平均勤続年数、学歴別人員構成比等	3
第3表 給料表別、年齢別人員構成	4
第4表 給料表別、級別、年齢別平均給料月額	6
第5表 給料表別、級別、号俸別人員分布	16
第6表 扶養手当の支給状況	26
第7表 地域手当の支給状況	28
第8表 住居手当の支給状況	28
第9表 管理職手当の支給状況	30

2 民間給与関係資料

令和8年職種別民間給与実態調査の概要	33
第10表 産業別、企業規模別事業所数	34
第11表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	34
第12表 企業規模別、職種別、学歴別給与月額等	35
第13表 新規学卒者の採用の有無及び初任給の改定状況	43
第14表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	43
第15表 民間における住宅手当の支給状況	43
第16表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況	44

3 労働経済関係資料

第17表 労働経済指標	46
-------------	----

1 職員給与関係資料

令和 8 年札幌市職員給与実態調査の概要

本年実施した札幌市職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

令和 8 年 4 月 1 日現在における本市に勤務する職員の給与等の実態を把握することを目的として行ったものである。

2 調査の対象職員

調査期日における本市に勤務する職員のうち、次の条例の適用を受ける職員である。ただし、調査期日現在休職中の職員、育児休業中の職員、臨時的任用職員等は調査対象から除外した。

なお、単純な労務に従事する職員及び企業職員は参考として掲載した。

- (1) 札幌市職員給与条例（昭和 26 年条例第 21 号）
- (2) 札幌市立学校教育職員の給与に関する条例（平成 28 年条例第 48 号）
- (3) 札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 19 年条例第 48 号）

3 集 計

この調査の集計については、総務局職員部勤労課の協力を得た。

第 1 表 給料表別職員数及び平均給与月額

区分 給料表	職員数	平 均 給 与 月 額							
					小 計	住居手当	管理職 手 当	その他	合 計
		給 料	扶養手当	地域手当					
行 政 職	人 8,118	円 323,459	円 8,818	円 13,755	円 346,032	円 8,950	円 7,862	円 7,314	円 370,158
消 防 職	1,686	315,133	15,205	13,407	343,745	7,391	3,802	8,701	363,639
医 師 職	27	540,504	8,556	106,591	655,651	4,000	117,137	200,279	977,067
教 育 職 (高 校 ・ 特別支援)	561	408,227	11,621	16,937	436,785	7,689	3,587	7,830	455,891
教 育 職 (小 ・ 中 ・ 幼稚園)	6,683	384,890	8,662	15,973	409,525	7,354	5,778	7,171	429,828
計	17,075	349,809	9,479	14,840	374,128	8,122	6,678	7,717	396,645

(参 考)

現 業 職	人 854	円 316,468	円 10,029	円 13,060	円 339,557	円 6,771	円 —	円 8,026	円 354,354
企 業 職 (交 通)	454	308,989	10,117	12,928	332,034	9,336	4,085	8,276	353,731
企 業 職 (水 道)	529	327,885	10,055	13,734	351,674	9,285	4,749	8,036	373,744
企 業 職 (病 院)	1,047	337,445	7,625	24,403	369,473	9,061	6,637	51,787	436,958
全 給 料 表 計	19,959	346,224	9,435	15,193	370,852	8,172	6,280	10,063	395,367

- (注) 1 教育職（高校・特別支援）及び教育職（小・中・幼稚園）の給料には、教職調整額及び給料の調整額を含む。
2 その他とは、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当及び寒冷地手当の合計である。
3 定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員は含まれていない（以下、第9表までにおいて同じ。）。
4 特定任期付職員給料表適用職員（適用者は1名。）は含まれていない（以下、第9表までにおいて同じ。）。
5 定年が段階的に引き上げられるに伴い、札幌市職員給与条例附則第10項により給料月額が決定される職員は含まれていない（以下、第9表までにおいて同じ。）。

第2表 給料表別平均年齢、平均勤続年数、学歴別人員構成比等

区分 給料表	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数	学 歴 別 人 員 構 成 比				性別人員構成比	
			中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男	女
行 政 職	歳 39.4	年 15.3	% 0.0	% 13.3	% 10.9	% 75.8	% 59.8	% 40.2
消 防 職	37.7	16.0	—	37.2	16.4	46.4	96.1	3.9
医 師 職	52.6	7.3	—	—	—	100.0	25.9	74.1
教 育 職 (高 校 ・ 特 別 支 援)	43.6	14.1	—	—	0.7	99.3	59.9	40.1
教 育 職 (小 ・ 中 ・ 幼 稚 園)	40.5	15.2	—	—	2.4	97.6	48.0	52.0
計	39.9	15.3	0.0	10.0	7.7	82.3	58.8	41.2

(参 考)

現 業 職	歳 45.1	年 19.1	% 2.3	% 86.1	% 9.5	% 2.1	% 85.8	% 14.2
企 業 職 (交 通)	39.6	14.9	—	41.4	13.4	45.2	94.5	5.5
企 業 職 (水 道)	41.1	17.6	0.2	29.5	6.4	63.9	86.6	13.4
企 業 職 (病 院)	38.5	11.1	—	0.1	40.2	59.7	32.0	68.0
全 給 料 表 計	40.0	15.3	0.1	14.0	9.6	76.3	60.1	39.9

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%とならない場合がある。

第3表 給料表別、年齢別人員構成

給料表 年齢	行 政 職	消 防 職	医 師 職	教 育 職 (高校・特別支援)
歳	人	人	人	人
18 以下	19	12		
19	13	18		
20	26	17		
21	41	32		
22	186	40		4
23	192	50		13
24	205	53		11
25	265	51		7
26	220	45		11
27	252	56		15
28	204	54		12
29	252	54		10
30	240	48		6
31	246	52		18
32	258	49		12
33	228	56		10
34	240	57		11
35	284	61		17
36	227	49		17
37	253	63		10
38	269	59		12
39	264	75	2	11
40	226	40	1	8
41	199	45	1	17
42	206	35		11
43	196	27	2	12
44	197	30		18
45	211	29		19
46	221	25	1	22
47	246	29	3	20
48	217	31		19
49	207	38		17
50	159	33	2	17
51	169	39		19
52	173	41	3	18
53	209	31	1	20
54	154	35	2	24
55	152	36	1	20
56	150	26		19
57	162	25		22
58	151	29		14
59	129	11	1	18
60 以上			7	
計	8,118	1,686	27	561
平 均 年 齢	39.4歳	37.7歳	52.6歳	43.6歳

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%とならない場合がある。

教 育 職 (小・中・幼稚園)	計	
		構成比
人	人	%
	31	0.2
	31	0.2
	43	0.3
	73	0.4
119	349	2.0
162	417	2.4
191	460	2.7
207	530	3.1
182	458	2.7
211	534	3.1
220	490	2.9
201	517	3.0
198	492	2.9
194	510	3.0
187	506	3.0
193	487	2.9
166	474	2.8
199	561	3.3
160	453	2.7
174	500	2.9
170	510	3.0
190	542	3.2
156	431	2.5
168	430	2.5
199	451	2.6
186	423	2.5
203	448	2.6
164	423	2.5
184	453	2.7
179	477	2.8
145	412	2.4
120	382	2.2
123	334	2.0
164	391	2.3
177	412	2.4
147	408	2.4
147	362	2.1
148	357	2.1
166	361	2.1
179	388	2.3
223	417	2.4
181	340	2.0
	7	0.0
6,683	17,075	100.0
40.5歳	39.9歳	—

第4表 給料表別、級別、年齢別平均給料月額

その1 行政職給料表

級 区分 年齢	1		2		3		4		5	
	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18以下	19	198,300								
19	13	201,623								
20	26	208,938								
21	41	214,705								
22	186	227,861								
23	192	232,250								
24	205	236,132								
25	265	240,289								
26	220	243,526								
27	252	247,101								
28	204	250,958								
29	251	255,573	1	263,000						
30	80	256,026	160	262,664						
31	25	257,856	220	266,125			1	284,700		
32	7	259,914	249	269,697			1	289,700		
33	4	259,475	219	275,400			5	298,420		
34	1	252,300	229	280,887			10	309,400		
35	1	256,700	244	285,970			39	309,490		
36			197	291,038			30	316,553		
37			147	291,744	55	313,049	50	324,962	1	339,800
38			83	292,233	122	317,110	61	332,462	3	346,467
39			31	293,671	160	320,670	63	339,025	10	356,690
40			23	295,152	126	325,040	62	347,998	15	365,400
41			13	297,046	108	331,013	48	355,100	30	370,420
42			8	296,538	110	334,315	45	360,122	43	376,242
43			6	301,483	79	339,099	60	368,547	50	383,610
44			13	302,523	77	342,736	58	373,140	43	389,356
45			8	314,425	98	345,559	32	374,194	65	395,345
46			10	310,690	97	347,506	31	384,042	68	399,081
47			7	308,257	70	348,823	64	379,720	82	401,218
48			5	312,800	47	350,253	64	380,508	62	404,824
49			3	323,367	21	351,319	74	382,851	67	406,534
50					8	351,250	65	383,840	46	410,015
51			3	324,933	6	353,550	71	387,852	53	411,491
52			2	308,650	5	351,440	57	389,647	42	413,748
53					3	347,233	91	393,043	50	415,648
54			1	323,600			74	396,254	34	417,291
55					2	345,750	57	398,777	42	417,757
56					1	341,100	68	399,796	37	416,589
57					2	348,300	60	399,150	42	417,352
58					1	339,400	49	400,614	42	416,833
59							39	400,626	34	417,229
60以上										
計	1,992	241,549	1,882	280,009	1,198	333,472	1,429	372,965	961	402,613
平均年齢	26.1歳		34.8歳		42.8歳		47.9歳		49.7歳	

6		7		8		9		10		全 級 計	
人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
										19	198,300
										13	201,623
										26	208,938
										41	214,705
										186	227,861
										192	232,250
										205	236,132
										265	240,289
										220	243,526
										252	247,101
										204	250,958
										252	255,603
										240	260,451
1	313,500									246	265,360
										258	269,679
										228	275,626
										240	281,956
										284	289,097
										227	294,410
										253	303,130
										269	313,243
										264	323,244
										226	330,976
				1	418,900					199	340,545
6	412,317									206	347,237
8	417,825									196	358,724
										197	361,329
										211	366,798
14	419,957					1	490,000			221	372,069
23	422,965									246	380,104
39	425,097									217	387,356
42	427,912									207	395,599
34	428,259	5	457,900	1	482,400					159	402,220
22	432,173	8	457,763	6	486,217					169	405,502
39	432,231	16	461,019	12	488,133					173	416,490
30	434,773	14	460,964	21	491,686					209	418,244
20	436,920	11	463,755	12	491,275	2	533,400			154	419,715
16	436,869	12	463,708	22	494,059	1	525,600			152	427,085
21	434,819	11	462,764	8	487,538	4	532,425			150	421,284
14	434,371	14	464,407	20	494,220	10	530,790			162	431,788
11	435,227	15	461,913	22	489,577	11	529,682			151	435,695
13	432,215	17	463,053	18	496,567	8	533,850			129	438,061
353	429,475	123	462,113	143	491,327	37	530,197	0	—	8,118	323,459
51.7歳		55.5歳		55.8歳		57.6歳		—		39.4歳	

その2 消防職給料表

級 区分 年齢	1		2		3		4		5	
	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18以下	12	205,100								
19	18	208,261								
20	17	217,665								
21	32	222,247								
22	40	233,015								
23	50	236,782								
24	53	239,868								
25	50	243,596	1	243,900						
26	42	248,467	3	247,800						
27	47	252,602	9	251,356						
28	35	256,800	19	255,574						
29	17	256,335	37	263,084						
30	2	255,300	46	266,374						
31	1	258,500	51	271,586						
32			48	276,685	1	287,200				
33			51	282,512	5	293,820				
34			50	289,082	7	298,714				
35			54	294,363	7	307,686				
36			20	294,885	29	313,452				
37			13	297,454	50	317,820				
38			3	303,433	56	322,166				
39			4	303,250	68	328,350	3	347,933		
40					38	334,176	2	357,100		
41					38	337,553	7	359,329		
42					22	341,677	11	366,082	2	388,600
43					19	344,368	5	372,760	3	394,100
44					19	348,032	4	373,575	6	390,667
45					19	351,632	8	377,925	2	397,200
46					15	352,727	4	381,150	6	401,033
47					7	353,271	18	380,683	3	405,400
48					5	355,640	16	382,888	8	406,038
49					2	356,500	25	385,656	8	410,013
50							25	387,796	7	411,686
51							23	391,391	10	411,630
52							19	394,047	16	409,094
53							20	396,890	10	414,130
54							14	399,750	9	415,989
55							18	401,756	9	416,167
56							12	402,450	8	416,150
57							13	402,162	7	417,186
58							15	402,667	6	419,317
59							3	402,867	1	416,500
60以上										
計	416	239,176	409	278,411	407	330,431	265	388,989	121	409,958
平均年齢	24.7歳		32.8歳		40.4歳		51.1歳		51.8歳	

6		7		8		9		10		全 級 計	
人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
										12	205,100
										18	208,261
										17	217,665
										32	222,247
										40	233,015
										50	236,782
										53	239,868
										51	243,602
										45	248,422
										56	252,402
										54	256,369
										54	260,959
										48	265,913
										52	271,335
										49	276,900
										56	283,521
										57	290,265
										61	295,892
										49	305,873
										63	313,617
										59	321,214
										75	327,795
										40	335,323
1	415,800									45	340,940
										35	352,029
										27	355,152
										30	362,223
										29	362,028
1	425,700									25	368,868
2	424,800									29	378,176
3	427,233									31	387,171
1	429,600									38	392,532
										33	394,130
5	430,260	1	464,100							39	403,428
5	432,600			1	493,500					41	407,046
1	432,800									31	403,610
9	433,922	1	466,200	2	487,850					35	419,646
3	435,267	5	462,960	1	498,600					36	419,342
3	435,667	1	456,600	2	501,850					26	420,227
2	433,150	1	462,000	2	491,200					25	418,364
1	436,100	3	460,500	3	497,633	1	529,800			29	427,455
2	433,150	1	456,600	4	489,900					11	446,145
39	431,700	13	461,677	15	493,760	1	529,800	0	—	1,686	315,133
53.3歳		56.3歳		57.2歳		58.7歳		—		37.7歳	

その3 医師職給料表

級 区分 年齢	1		2		3	
	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額
歳	人	円	人	円	人	円
18 以下						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39					2	485,450
40					1	493,400
41					1	488,100
42						
43			2	475,500		
44						
45						
46					1	500,700
47					3	530,733
48						
49						
50					2	529,100
51						
52						
53					1	530,400
54					2	531,800
55					1	516,900
56						
57						
58						
59						
60 以上					3	563,000
計	0	—	2	475,500	17	523,729
平均年齢	—		43.4歳		50.7歳	

4		全 級 計	
人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額
人	円	人	円
		2	485,450
		1	493,400
		1	488,100
		2	475,500
		1	500,700
		3	530,733
		2	529,100
3	579,667	3	579,667
		1	530,400
		2	531,800
		1	516,900
1	587,300	1	587,300
4	603,225	7	585,986
8	592,400	27	540,504
59.0歳		52.6歳	

その4 教育職給料表（高校・特別支援）

年齢	級 区分	1		2		特2	
	歳	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額
18以下	人	円	人	円	人	円	
19							
20							
21				4	275,565		
22				13	282,549		
23				11	287,620		
24				7	289,866		
25							
26				11	301,657		
27				15	311,669		
28				12	322,400		
29				10	328,466		
30				6	336,538		
31				18	344,067		
32				12	352,594		
33				10	357,716		
34				11	362,337		
35				17	375,449		
36				17	374,944		
37				10	390,192		
38				12	389,333		
39				11	406,792		
40				8	408,531		
41				17	412,952		
42				11	419,977		
43				12	420,130		
44				18	425,901		
45				18	434,091	1	449,295
46				21	439,017		
47				20	443,992		
48				17	443,661	1	456,015
49				16	440,111		
50				16	452,106		
51				17	450,699		
52				15	453,056	1	462,000
53				18	453,987		
54				15	454,371		
55				19	453,712		
56				17	458,179		
57				18	453,247		
58				14	454,103		
59				15	457,657		
60以上							
計	0	—	529	403,608	3	455,770	
平均年齢	—		43.0歳		49.2歳		

（注） 平均給料月額には、教職調整額及び給料の調整額を含む。

3		4		全 級 計	
人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額
人	円	人	円	人	円
				4	275, 565
				13	282, 549
				11	287, 620
				7	289, 866
				11	301, 657
				15	311, 669
				12	322, 400
				10	328, 466
				6	336, 538
				18	344, 067
				12	352, 594
				10	357, 716
				11	362, 337
				17	375, 449
				17	374, 944
				10	390, 192
				12	389, 333
				11	406, 792
				8	408, 531
				17	412, 952
				11	419, 977
				12	420, 130
				18	425, 901
				19	434, 891
1	466, 700			22	440, 275
				20	443, 992
1	460, 700			19	445, 208
1	475, 300			17	442, 181
1	464, 300			17	452, 823
2	467, 650			19	452, 483
2	478, 600			18	456, 391
2	481, 800			20	456, 768
6	488, 117	3	496, 567	24	468, 082
1	479, 200			20	454, 987
1	498, 700	1	498, 500	19	462, 433
		4	500, 550	22	461, 847
				14	454, 103
		3	506, 500	18	465, 798
18	479, 428	11	500, 900	561	408, 227
52. 7歳		57. 1歳		43. 6歳	

その5 教育職給料表（小・中・幼稚園）

級 区分 年齢	1		2		特2	
	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額
歳	人	円	人	円	人	円
18以下						
19						
20						
21						
22			119	274,361		
23			162	277,951		
24			191	283,775		
25			207	289,270		
26			182	296,785		
27			211	306,176		
28			220	317,515		
29			201	326,922		
30			198	335,447		
31			194	342,054		
32			187	350,326		
33			193	358,350		
34			166	365,431		
35			199	372,569		
36			159	379,440	1	396,060
37			174	384,119		
38			169	391,634	1	406,350
39			186	395,628	4	408,686
40			155	400,647	1	417,375
41			161	405,095	7	424,695
42			181	409,688	18	424,334
43			166	413,288	20	426,011
44			173	417,309	28	435,038
45			141	421,853	16	437,115
46			155	425,944	11	441,057
47			152	427,555	13	440,556
48			111	431,841	7	438,690
49			96	432,966	1	443,940
50			89	435,389	6	445,620
51			117	437,754	6	447,755
52			126	440,530	3	446,915
53			106	441,029	3	446,810
54			98	442,493	3	448,315
55			101	442,711	1	450,765
56			116	442,915		
57			122	442,142	1	450,765
58			147	443,119	2	449,768
59			126	442,639	2	450,398
60以上						
計	0	—	5,957	376,688	155	434,467
平均年齢	—		39.1歳		46.0歳	

（注） 平均給料月額には、教職調整額及び給料の調整額を含む。

3		4		全 級 計	
人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額
人	円	人	円	人	円
				119	274,361
				162	277,951
				191	283,775
				207	289,270
				182	296,785
				211	306,176
				220	317,515
				201	326,922
				198	335,447
				194	342,054
				187	350,326
				193	358,350
				166	365,431
				199	372,569
				160	379,544
				174	384,119
				170	391,721
				190	395,903
				156	400,754
				168	405,912
				199	411,013
				186	414,656
2	441,100			203	419,989
7	442,886			164	424,240
18	444,494			184	428,662
14	446,050			179	429,945
27	446,415			145	434,885
23	447,957			120	435,931
28	449,671			123	439,140
41	450,012			164	441,185
46	451,487	2	461,150	177	443,719
25	451,804	13	462,200	147	444,852
25	452,116	21	464,143	147	447,342
15	452,220	31	466,955	148	448,807
11	451,291	39	465,021	166	448,663
12	451,183	44	466,057	179	448,675
8	449,888	66	465,524	223	450,053
2	450,400	51	466,147	181	449,435
304	449,518	267	465,520	6,683	384,890
51.7歳		57.3歳		40.5歳	

第5表 給料表別、級別、号俸別人員分布

その1 行政職給料表

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2										
3										
4						1				
5										
6				1						
7										
8										
9										
10				2				1	1	
11	20									
12										
13										
14	12			1						
15	1									
16	1			1						
17	1									
18	19			5						
19	1			1						
20	1	27								
21	8	12		2						
22	31	185		20					1	
23	2	21		2						
24	10	14		3					3	
25	1	15		1					4	
26	27	208		36					1	
27	3	27		3				1	3	
28	13	25		1	1				4	
29		17		2				2	6	
30	28	187		29	1				2	
31	156	19		11					2	
32	20	27		6					2	
33	4	22		2					2	
34	171	63		34	1					
35	2	22		8	1				2	
36	28	40		7	3			1	1	
37	13	22		5				4		
38	181	140		20	1			6		
39	20	40		5	1			8	1	
40	24	37	30	44	12			9		
41	6	22	17	13				8	1	
42	238	125	86	13	2			12		
43	20	28	22	2	5			7		
44	23	38	25	30	20			7	1	

級 号俸	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
45	13	33	14	8	5
46	180	155	56	6	2
47	18	17	12	5	2
48	32	32	74	28	25
49	16	26	17	7	9
50	180	138	41	20	12
51	9	28	6	6	7
52	30	4	76	19	26
53	26	4	21	13	13
54	135	10	19	17	5
55	11	7	17	10	8
56	34	2	56	19	15
57	21	3	21	13	6
58	175	3	19	15	6
59	12		13	7	9
60	5		39	11	25
61	4	1	29	6	9
62	3	2	15	9	4
63		1	11	6	7
64	1	2	35	24	14
65	2	3	17	51	36
66		4	9	12	12
67		2	17	8	4
68		3	21	24	12
69		2	12	38	37
70		1	12	25	17
71		3	20	23	13
72		3	24	17	10
73			20	22	39
74		1	13	19	13
75		2	17	15	16
76			9	8	8
77		2	31	16	20
78		1	23	30	27
79			12	8	8
80			20	13	6
81		1	34	15	14
82		2	13	5	13
83		1	10	19	7
84			15	14	8
85			28	11	22
86			15	19	11
87			11	21	7
88			2	8	11

6	7	8	9	10
人	人	人	人	人
		9		
		11		
		8		
	1	5		
1	1	8		
	4	5		
	6	2		
1	6	3		
	9	2		
3	7	3		
2	8	7		
	13	1		
6	11	1		
5	8	2		
5	8			
4	2	1		
9	5	2		
11	3	3		
15	2			
13	6	1		
10	6	1		
7	2	1		
12	1			
8	2			
7	3			
19	2			
14				
14	1			
13	1	1		
19				
10	2			
12				
6				
11	1			
9				
7	1			
6				
13	1			
8				
10				
10				
8				
8				
10				

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
89			5	9	10	3				
90			4	10	14	1				
91				24	19	7				
92			2	7	24	4				
93			3	10	26	4				
94			3	18	26	3				
95			3	22	18	1				
96				11	17					
97			1	22	13					
98				13	13					
99				24	12					
100				19	4					
101				11	10	1				
102				28	11					
103				53	12					
104				62	16					
105				34	2					
106				9	7					
107				3	5					
108				3	13					
109				1	4	2				
110					4					
111					6					
112					6					
113			1	1	5					
114					4					
115					6					
116					5					
117					3					
118					1					
119				2	6					
120										
121					11					
122				2						
123										
124										
125				31						
計	1,992	1,882	1,198	1,429	961	353	123	143	37	0
構成比	24.5%	23.2%	14.8%	17.6%	11.8%	4.3%	1.5%	1.8%	0.5%	—
適用職員数 8,118人										

(注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号俸の位置を示し、該当人員0の号俸は空欄とした（以下、本表において同じ。）。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%とならない場合がある（以下、本表において同じ。）。

その2 消防職給料表

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2		1								
3										
4										
5										
6		6								
7										
8		2								
9		1								
10		6								
11										
12										
13										
14		13								
15	15	1								
16	2	5								
17	1									
18	12	4								
19	2	2								
20	1	14								
21		2								
22	13	32	1							
23		4								
24		14	1							
25	17									
26	11	25	2							
27	1	3								
28	11	4	2						1	
29		2								
30	10	32	2							
31	1	2	2							
32	10	13	2							
33	1	3								
34	16	33	1							
35	24	2								
36	19	12	7							
37	2	4								
38	38	16	3	1				3		
39	4	7	1							
40	13	9	17					1		
41	3	1	7							
42	25	20	30					1		
43	3	5	6							
44	16	19	14							

級 号俸	1	2	3	4	5
45	人	人	人	人	人
46	4	5	11	1	
47	23	24	31		
48	2	3	8		
49	11	24	16	3	
50		4	5		
51	29	19	15	1	
52	2	7	4		
53	7	1	16	4	
54	3	1	3	3	1
55	33		3	2	
56			2	3	
57	3		38	3	3
58	2		7	3	1
59	23		3	1	2
60	3			3	
61			20	1	
62			12	1	1
63		1	2		
64			3	1	
65			7	2	6
66			14	7	1
67			5	1	
68			2	12	
69		1	6	2	
70			5	8	1
71			1	4	
72			2	4	1
73				7	3
74			3	6	1
75			6	3	1
76			2	7	4
77			6	4	1
78			4	3	2
79			3	5	6
80			3	10	5
81			3	3	2
82			8	5	7
83			5	8	6
84			5	3	1
85			1		1
86			5	3	1
87			6	5	2
88				2	1
				12	4

6	7	8	9	10
人	人	人	人	人
		1		
		2		
		1		
		2		
	2			
	1	2		
	1			
1				
	2			
	2			
	1			
	1			
	1			
1				
1	1			
2				
1				
		1		
1				
2				
3				
5				
2				
1				
1				
4				
3				
4				
1				
1				

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
89			1	2	4					
90			1	9	4					
91			3	4	3					
92				5	5					
93				3	3					
94				2	2					
95			3	3	8	1				
96				4	4					
97					3					
98				5	3					
99				7	1					
100				3	2					
101				2	1					
102				1	2					
103				7	2					
104				20						
105				20	1					
106				5	1					
107				5	2					
108				1	1					
109					1					
110										
111										
112										
113					1					
114										
115										
116					1					
117										
118										
119										
120										
121					1					
122										
123										
124										
125										
計	416	409	407	265	121	39	13	15	1	0
構成比	24.7%	24.3%	24.1%	15.7%	7.2%	2.3%	0.8%	0.9%	0.1%	—
適用職員数	1,686人									

その3 医師職給料表

級 号俸	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24			1	
25				
26				
27			2	
28				
29				
30			1	
31				
32				
33				
34			1	
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				1
42				1
43			1	
44				
45				
46		1		
47				
48				

級 号俸	1	2
49	人	人
50		
51		
52		
53		
54		
55		1
56		
57		
58		
59		
60		
61		
62		
63		
64		
65		
66		
67		
68		
69		
70		
71		
72		
73		
74		
75		
76		
77		
78		
79		
80		
81		
82		
83		
84		
85		
86		
87		
88		
89		
90		
91		
92		
93		
94		
95		
96		
97		
計	0	2
構成比	—	7.4%
適用職員数 27人		

3	4
人	人
1	
1	
2	
2	1
1	1
1	
	1
	1
	1
	1
3	
17	8
63. 0%	29. 6%

その4 教育職給料表（高校・特別支援）

級 号俸	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1		4			
2					
3					
4		11			
5		3			
6		1			
7					
8		8			
9		3			
10		2			
11					
12		2			
13					
14					
15					
16		4			
17					
18		5			
19					
20		5			
21		2			
22		2			
23		1			
24		4			
25		1			
26		5			
27		1			
28		6			
29					1
30		5			
31					
32		3			1
33		2			
34		5			2
35					
36		4			
37		1			1
38		7			2
39		2			1
40		5			1
41		1			2
42		4			
43		2			
44		7			
45					
46		3			
47					
48		7			
49		1			
50		4			
51		1			
52		3			

級 号俸	1	2
	人	人
53		1
54		8
55		2
56		6
57		4
58		8
59		3
60		2
61		2
62		2
63		2
64		3
65		1
66		2
67		1
68		3
69		4
70		6
71		2
72		5
73		2
74		1
75		2
76		3
77		3
78		9
79		2
80		6
81		1
82		4
83		4
84		4
85		2
86		6
87		
88		4
89		2
90		5
91		2
92		5
93		1
94		4
95		2
96		5
97		2
98		5
99		6
100		9
101		6
102		4
103		2
104		5

特2	3	4	級 号俸	1	2	特2	3	4
人	人	人	105	人	人	人	人	人
	1		106		4			
	1		107		8			
			108		1			
			109		7			
	1		110		1			
	1		111		6			
	1		112		5			
			113		4			
			114		1			
			115		8			
			116		3			
			117		1			
			118		5			
			119					
			120		2			
	1		121		3			
			122		5			
			123		2			
			124		6			
	2		125					
2			126		2			
			127		3			
			128		1			
1	1		129		3			
			130		4			
			131		7			
			132		6			
	2		133		2			
1			134		2			
	1		135		2			
			136		3			
	2		137		3			
1			138		8			
	1		139		5			
			140		6			
	1		141		4			
			142		6			
			143		6			
			144		11			
			145		51			
			146					
			147					
			148					
			149					
			150					
			151					
			152					
			153					
			計	0	529	3	18	11
			構成比	—	94.3%	0.5%	3.2%	2.0%
			適用職員数 561人					

その5 教育職給料表（小・中・幼稚園）

級 号俸	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13		127			
14		1			
15		1			
16		150			
17		4			
18		15			
19		7			
20		150			
21		5			2
22		23			12
23		2			17
24		140			28
25		15			25
26		57			17
27		7			21
28		94			17
29		10			22
30		57			11
31		15			14
32		96			10
33		3			18
34		72			9
35		6			9
36		104			6
37		7			6
38		70			3
39		9			5
40		70			6
41		11			4
42		63	1		2
43		11			
44		88			1

級 号俸	1	2	特2	3	4
45	人	人	人	人	人
46		16			1
47		70			1
48		13			
49		97	2		
50		9			
51		81	3		
52		8			
53		83			
54		9	1		
55		60	1		
56		18			
57		83	2		
58		13			
59		67	1		
60		11	1		
61		74		1	
62		17	1	1	
63		68	4		
64		12	1	1	
65		68	7	2	
66		18	7	3	
67		66	7		
68		16	1	1	
69		77	7	1	
70		20	1		
71		63	5	1	
72		15	1	4	
73		76	5	2	
74		22	2	3	
75		55	6	6	
76		14	3	3	
77		64	8	8	
78		24	5	9	
79		73	5	8	
80		17	2	10	
81		68	8	10	
82		25	4	8	
83		65	6	7	
84		26	5	6	
85		46	3	25	
86		26	3	7	
87		67	3	7	
88		16	1	5	
89		54	8	16	

級 号俸	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
89		23	5	8	
90		60	3	12	
91		17	5	6	
92		64		23	
93		24	2	9	
94		55	1	8	
95		20		7	
96		55		16	
97		32	2	3	
98		60		18	
99		25	3	3	
100		52	1	6	
101		25		7	
102		55	1	9	
103		29	1	1	
104		47		2	
105		22		11	
106		52			
107		35			
108		50			
109		23			
110		45			
111		11			
112		52			
113		20			
114		42			
115		25			
116		39			
117		25			
118		45			
119		27			
120		40			
121		16			
122		48			
123		24			
124		33			
125		17			
126		44			
127		18			
128		28			
129		20			
130		15			
131		21			
132		20			

級 号俸	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
133		15			
134		16			
135		17			
136		24			
137		17			
138		29			
139		14			
140		19			
141		26			
142		27			
143		18			
144		33			
145		19			
146		37			
147		12			
148		38			
149		37			
150		46			
151		49			
152		44			
153		36			
154		55			
155		32			
156		54			
157		363			
計	0	5,957	155	304	267
構成比	—	89.1%	2.3%	4.5%	4.0%
適用職員数 6,683人					

第6表 扶養手当の支給状況

区分 給料表	職 員 数	受 給 職 員 数	全 職 員		受 給 職 員	
			平 均 手当月額	平均扶養 親 族 数	平 均 手当月額	平均扶養 親 族 数
行 政 職	人 8,118	人 2,986 (36.8)	円 8,818	人 0.7	円 23,973	人 1.9
消 防 職	1,686	1,001 (59.4)	15,205	1.3	25,610	2.1
医 師 職	27	8 (29.6)	8,556	0.7	28,875	2.5
教 育 職 (高校・特別支援)	561	254 (45.3)	11,621	0.9	25,667	2.0
教 育 職 (小・中・幼稚園)	6,683	2,373 (35.5)	8,662	0.7	24,395	1.9
計	17,075	6,622 (38.8)	9,479	0.8	24,443	2.0

- (注) 1 表中の()内の数字は、職員数に対する割合(単位：%)を示す。
2 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
3 学齢加算とは、扶養親族に満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合に、当該
4 学齢加算欄は、上記3の要件に該当する扶養親族の人数であり、子の人数の内数である。
5 令和7年度から配偶者に係る扶養手当が廃止され、令和9年度まで経過措置中である。令和8
いる。

職 員 の 扶 養 親 族 数					
子	学齢加算	子 以 外			合 計
		配偶者	父母等	小 計	
手当月額 13,500円	1人当たり 6,000円	手当月額 3,000円	手当月額 7,000円		
人	人	人	人	人	人
4,477	1,120	1,139	144	1,283	5,760
1,628	345	499	13	512	2,140
14	4	6	0	6	20
401	122	99	11	110	511
3,674	895	747	97	844	4,518
10,194	2,486	2,490	265	2,755	12,949

子1人につき6,000円が加算されるものである。

年度の経過措置額は3,000円であることから、表中の手当額は3,000円と表記して

第7表 地域手当の支給状況

区分 給料表	職 員 数					平 均 手当月額
		20%	16%	4 %	その他	
行 政 職	人 8,118	人 20	人 0	人 8,097	人 1	円 13,755
消 防 職	1,686	1	0	1,684	1	13,407
医 師 職	27	0	27	0	0	106,591
教 育 職 (高 校 ・ 特 別 支 援)	561	0	0	561	0	16,937
教 育 職 (小 ・ 中 ・ 幼 稚 園)	6,683	0	0	6,683	0	15,973
計	17,075	21	27	17,025	2	14,840

(注) 区分欄の20%、16%及び4%は、給料(教育職においては、教職調整額及び給料の調整額を含む。)、扶養手当及び管理職手当の合計額に対する支給割合で、東京都特別区勤務の職員には20%、医師職給料表適用職員には16%、それ以外の職員には4%が支給される(その他区分欄の職員には8%が支給されている。)

第8表 住居手当の支給

区分 給料表	職 員 数
行 政 職	人 8,118
消 防 職	1,686
医 師 職	27
教 育 職 (高 校 ・ 特 別 支 援)	561
教 育 職 (小 ・ 中 ・ 幼 稚 園)	6,683
計	17,075

(注) 1 表中の()内の入しているため、内
2 留守家族とは、単
分であり、職員が自

状況

受給 職員数	平均手当月額		借家・借間居住者				留守家族	
	全職員	受給職員	手当月額 27,000円 未満 の職員	手当月額 27,000円 (限度額) の職員	小計	平均 手月 当額	人員	平均 手月 当額
人	円	円	人	人	人	円	人	円
2,748	8,950	26,440	566	2,182	2,748	26,440	0	—
(33.9)					(33.9)		(—)	
472	7,391	26,400	93	379	472	26,400	0	—
(28.0)					(28.0)		(—)	
4	4,000	27,000	0	4	4	27,000	0	—
(14.8)					(14.8)		(—)	
165	7,689	26,143	41	124	165	26,143	0	—
(29.4)					(29.4)		(—)	
1,862	7,354	26,393	402	1,460	1,862	26,393	0	—
(27.9)					(27.9)		(—)	
5,251	8,122	26,411	1,102	4,149	5,251	26,411	0	—
(30.8)					(30.8)		(—)	

数字は、職員数に対する割合（単位：％）を示す。なお、小数点以下第2位を四捨五入の合計が受給職員数の割合と一致しない場合がある。
 身赴任手当が支給される職員で、配偶者等が居住する住宅を借り受けている職員の区
 ら居住する場合の手当月額の2分の1に相当する額が支給される。

第9表 管理職手当の支給状況

区分 給料表	職 員 数	受給職員数	平 均 手 当 月 額		局 長	部 長
			全 職 員	受 給 職 員		
	人	人	円	円	人	人
行 政 職	8,118	671 (8.3)	7,862	95,123	37 (0.5)	143 (1.8)
消 防 職	1,686	68 (4.0)	3,802	94,276	1 (0.1)	15 (0.9)
医 師 職	27	27 (100.0)	117,137	117,137	1 (3.7)	20 (74.1)
教 育 職 (高校・特別支援)	561	29 (5.2)	3,587	69,393	—	—
教 育 職 (小・中・幼稚園)	6,683	571 (8.5)	5,778	67,623	—	—
計	17,075	1,366 (8.0)	6,678	83,475	39 (0.2)	178 (1.0)

(注) 表中の()内の数字は、職員数に対する割合(単位：%)を示す。なお、小数点以下第2位を四

課 長	係 長	校 長	副校長	教 頭	園 長
人 476 (5.9)	人 15 (0.2)	人 —	人 —	人 —	人 —
52 (3.1)	—	—	—	—	—
6 (22.2)	—	—	—	—	—
—	—	11 (2.0)	5 (0.9)	13 (2.3)	—
—	—	266 (4.0)	2 (0.0)	299 (4.5)	4 (0.1)
534 (3.1)	15 (0.1)	277 (1.6)	7 (0.0)	312 (1.8)	4 (0.0)

捨五入しているため、内訳の合計が受給職員数の割合と一致しない場合がある。

2 民間給与関係資料

令和 8 年職種別民間給与実態調査の概要

本年実施した職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、国家公務員及び地方公務員の給与改定について、定期的に検討を行う際の基礎資料を得るため、令和 8 年 4 月現在における札幌市内の民間事業所の給与等の実態を調査したものである。

2 調査機関

札幌市人事委員会、人事院、北海道人事委員会等

3 調査期間

令和 8 年 4 月 22 日から同年 6 月 16 日までの間

4 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

令和 8 年 4 月分の最終給与締切日現在において、企業規模 100 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の市内の民間事業所 739 事業所

(2) 調査対象職種

76 職種。うち初任給関係職種は 18 職種であり、本市における狭義の行政職に相当する職種（事務・技術関係職種）は 16 職種である。

5 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

上記 4 の(1)に記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模及び産業によって 18 層に層化し、これらの層から 148 事業所を無作為に抽出し調査を行った。

(2) 従業員の抽出

調査事業所において初任給関係職種以外の調査職種に該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 調査実人員等

調査実人員は、6,815 人（うち初任給関係は 481 人）であり、調査職種該当者（母集団）の推定数は、57,957 人である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数のうち、本市における狭義の行政職に相当する職種（事務・技術関係職種）については、37,432 人である。

6 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。なお、割合については、小数点以下第 2 位を四捨五入している。

第10表 産業別、企業規模別事業所数

産 業	調 査 対 象 事 業 所	左 の う ち 調 査 実 施 事 業 所				
		全 規 模	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満
全 産 業	所 728	所 124	所 31	所 17	所 23	所 53
農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業	0	0	0	0	0	0
鉱 業 ・ 採 石 業 ・ 砂 利 採 取 業 ・ 建 設 業	69	13	3	3	3	4
製 造 業	49	11	3	0	1	7
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 ・ 情 報 通 信 業 ・ 運 輸 業 ・ 郵 便 業	162	31	4	4	7	16
卸 売 業 ・ 小 売 業	97	22	6	2	5	9
金 融 業 ・ 保 険 業 ・ 不 動 産 業 ・ 物 品 賃 貸 業	48	9	4	2	1	2
教 育 ・ 学 習 支 援 業 ・ 医 療 ・ 福 祉 ・ サ ー ビ ス 業	303	38	11	6	6	15

- (注) 1 上記調査対象事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていた等のため調査対象外であることが判明した事業所が11所あった。
- 2 上記調査実施事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が23所あった。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第11表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企 業 規 模		
		規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者		円	円	円
	大 学 卒	244,362	253,910	227,530
	短 大 卒	199,592	192,264	213,636
	高 校 卒	200,220	202,490	※ 196,590
	大 学 卒	246,544	252,872	227,122
	短 大 卒	197,024	192,264	※ 212,662
	高 校 卒	198,682	202,829	※ 188,316
	大 学 卒	236,370	267,399	227,997
	短 大 卒	※ 215,000	—	※ 215,000
新 卒 技 術 者	高 校 卒	※ 206,680	※ *	※ 209,000

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 *印は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 3 ※印は、調査実人員が10人以下であることを示す。

第12表 企業規模別、職種別、学歴別給与月額等
その1 企業規模計

職 種 名			調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件	対 応 級
					き ま っ て		(A - B)		
					支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
			人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	17	55.0	882,913	4,010	878,903	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	本表その 2、その 3及びそ の4の対 応級欄に 掲げられ ている行 政職給料 表の級	
		大 学 卒	15	54.9	898,141	4,477			893,664
		短 大 卒	0	-	-	-			-
		高 校 卒	2	56.2	765,525	414			765,111
		中 学 卒	0	-	-	-			-
	工 場 長	0	-	-	-	-	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)		
		大 学 卒	0	-	-	-			-
		短 大 卒	0	-	-	-			-
		高 校 卒	0	-	-	-			-
		中 学 卒	0	-	-	-			-
	事 務 部 長	201	53.0	684,841	1,911	682,930	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)		
		大 学 卒	154	52.7	710,829	2,090			708,739
		短 大 卒	23	54.4	575,186	0			575,186
		高 校 卒	24	53.9	624,154	2,668			621,486
		中 学 卒	0	-	-	-			-
	技 術 部 長	78	52.8	726,484	5,235	721,249	同 上		
		大 学 卒	53	53.0	742,255	7,425			734,830
		短 大 卒	17	52.3	728,608	1,337			727,271
		高 校 卒	8	52.6	623,642	204			623,438
		中 学 卒	0	-	-	-			-
事 務 部 次 長	127	52.1	655,723	5,007	650,716	{ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められ る部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)			
	大 学 卒	109	51.8	679,414	2,476		676,938		
	短 大 卒	10	51.0	499,395	20,025		479,370		
	高 校 卒	8	56.8	573,128	16,319		556,809		
	中 学 卒	0	-	-	-		-		
技 術 部 次 長	21	50.3	647,534	186	647,348	同 上			
	大 学 卒	17	50.8	637,210	232		636,978		
	短 大 卒	3	50.4	819,176	0		819,176		
	高 校 卒	*	*	*	*		*		
	中 学 卒	0	-	-	-		-		
事 務 課 長	491	49.4	593,255	9,980	583,275	{ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる 課の長及び課長級専門職			
	大 学 卒	334	48.6	602,171	8,291		593,880		
	短 大 卒	67	50.6	532,722	14,637		518,085		
	高 校 卒	90	51.7	604,956	12,845		592,111		
	中 学 卒	0	-	-	-		-		
技 術 課 長	186	49.9	623,005	19,803	603,202	同 上			
	大 学 卒	137	48.8	635,471	20,684		614,787		
	短 大 卒	31	53.0	591,455	18,999		572,456		
	高 校 卒	18	52.8	586,721	14,605		572,116		
	中 学 卒	0	-	-	-		-		

(注) 1 *印は、調査実人員が1人の場合である(以下、本表において同じ。)

2 「中間職(部長－課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件	対 応 級	
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A - B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	{ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者又は課長に直属し、部下に係長等の役職者を有する者若しくは部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)	本表その2、その3及びその4の対応級欄に掲げられている行政職給料表の級	
	大 学 卒	191	48.9	583,140	76,108	507,032			
	短 大 卒	125	48.3	592,642	85,204	507,438			
	高 校 卒	32	49.3	528,837	47,808	481,029			
	中 学 卒	33	50.6	599,156	71,248	527,908			
		*	*	*	*	*			
	技術課長代理	150	48.1	550,822	87,494	463,328	同 上		
	大 学 卒	117	47.8	552,273	85,557	466,716			
	短 大 卒	19	47.3	526,950	103,172	423,778			
	高 校 卒	14	51.5	568,754	84,602	484,152			
	中 学 卒	0	-	-	-	-			
	事 務 係 長	657	45.2	486,243	69,639	416,604	係の長及び係長級専門職		
	大 学 卒	388	43.3	499,561	78,230	421,331			
	短 大 卒	133	47.7	438,813	58,979	379,834			
	高 校 卒	134	49.3	486,991	52,486	434,505			
	中 学 卒	2	37.5	526,127	70,184	455,943			
	技 術 係 長	107	47.9	623,620	118,468	505,152	同 上		
	大 学 卒	62	45.3	686,696	149,556	537,140			
	短 大 卒	28	50.4	507,480	64,964	442,516			
	高 校 卒	17	52.5	592,435	97,059	495,376			
中 学 卒	0	-	-	-	-				
事 務 主 任	602	41.9	411,709	45,188	366,521	{ 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所において、課長代理以上に直属し、部下を有する主任 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)			
大 学 卒	346	38.3	427,460	46,977	380,483				
短 大 卒	127	45.7	384,717	39,232	345,485				
高 校 卒	129	49.1	390,306	45,368	344,938				
中 学 卒	0	-	-	-	-				
技 術 主 任	211	41.5	466,883	72,236	394,647	同 上			
大 学 卒	151	40.7	482,954	78,531	404,423				
短 大 卒	30	41.9	410,172	58,924	351,248				
高 校 卒	30	45.5	425,218	47,465	377,753				
中 学 卒	0	-	-	-	-				
種	事 務 係 員	1,749	38.1	361,028	36,773	324,255			
	大 学 卒	1,031	34.8	377,398	43,649	333,749			
	短 大 卒	405	42.9	336,440	24,226	312,214			
	高 校 卒	311	43.5	336,026	29,409	306,617			
	中 学 卒	2	44.6	337,439	22,132	315,307			
	技 術 係 員	732	33.7	405,501	68,064	337,437			
	大 学 卒	508	31.7	411,812	72,468	339,344			
	短 大 卒	122	37.1	396,521	61,970	334,551			
	高 校 卒	100	39.6	386,527	54,785	331,742			
	中 学 卒	2	52.0	316,934	0	316,934			

(注) 1 「中間職(課長－係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

2 「中間職(係長－係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件
				き っ ぽ ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)		(A - B)	
				う ち 時 間 外 手 当 (B)			
技能・労務関係職種	電 話 交 換 手	人	歳	円	円	円	見習、外国語の電話交換手を除く。
		3	54.7	334,097	38,441	295,656	
研究関係職種	研究部(課)長	5	56.0	756,585	0	756,585	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	11	54.3	633,816	0	633,816	構成員3人以上の室(係)の長
	主 任 研 究 員	15	47.1	560,135	5,756	554,379	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 員	9	31.0	402,433	40,509	361,924	
教育関係職種	大 学 学 部 長	8	58.4	769,584	0	769,584	
	大 学 教 授	47	54.8	531,681	0	531,681	
	大 学 准 教 授	38	50.1	490,548	0	490,548	
	大 学 講 師	32	46.6	433,508	0	433,508	
	大 学 助 教	24	39.3	338,458	0	338,458	
	高 等 学 校 校 長	2	64.0	739,324	0	739,324	
	高 等 学 校 校 頭	5	54.6	664,594	0	664,594	
	高 等 学 校 教 諭	56	48.1	521,624	19,102	502,522	

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			種 の 資 格 要 件
				き ま っ て		(A − B)	
				支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)		
		人	歳	円	円	円	
医	病 院 長	*	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	*	*	*	*	*	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	5	50.8	2,366,629	1,059,100	1,307,529	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	25	37.4	1,243,068	435,017	808,051	
	歯 科 医 師	*	*	*	*	*	
	療 薬 局 長	6	45.4	496,039	28,589	467,450	部下に薬剤師2人以上
関 係	薬 剤 師	23	35.7	377,824	39,303	338,521	
	診 療 放 射 線 技 師	44	37.0	419,885	48,989	370,896	
	臨 床 検 査 技 師	45	42.5	385,488	42,964	342,524	
	栄 養 士	19	37.0	346,306	46,211	300,095	
職	理 学 療 法 士	51	33.5	336,245	23,074	313,171	
	作 業 療 法 士	50	32.6	299,836	15,118	284,718	
種	総 看 護 師 長	6	52.5	551,343	62,908	488,435	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	74	45.8	471,880	80,454	391,426	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	176	42.5	424,266	80,475	343,791	
	准 看 護 師	32	51.6	369,100	69,392	299,708	

その2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件	対 応 級
				き っ ぽ ま っ ぽ 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A－B)		
事 務 部 ・ 技 術 部 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	9 級、10 級
	大 学 卒	16	54.8	911,388	4,327	907,061		
	短 大 卒	14	54.6	932,015	4,880	927,135		
	高 校 卒	0	-	-	-	-		
	中 学 卒	2	56.2	765,525	414	765,111		
	工 場 長	0	-	-	-	-	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	0	-	-	-	-		
	短 大 卒	0	-	-	-	-		
	高 校 卒	0	-	-	-	-		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	事 務 部 長	109	52.2	695,001	2,931	692,070	{ 2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	9 級
	大 学 卒	81	51.9	712,754	3,931	708,823		
	短 大 卒	12	52.3	613,289	0	613,289		
	高 校 卒	16	53.8	664,315	78	664,237		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	技 術 部 長	55	53.4	740,201	6,012	734,189	同 上	同 上
	大 学 卒	37	53.1	769,836	8,741	761,095		
	短 大 卒	12	53.9	718,563	1,847	716,716		
	高 校 卒	6	54.2	629,428	0	629,428		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	90	52.7	719,923	1,544	718,379	{ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められ る部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)	7 級、8 級	
大 学 卒	84	52.8	726,285	1,672	724,613			
短 大 卒	3	49.1	550,961	0	550,961			
高 校 卒	3	54.5	736,514	0	736,514			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	8	51.3	817,876	0	817,876	同 上	同 上	
大 学 卒	5	51.8	817,181	0	817,181			
短 大 卒	3	50.4	819,176	0	819,176			
高 校 卒	0	-	-	-	-			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 課 長	367	50.1	624,439	8,968	615,471	{ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる 課の長及び課長級専門職	6 級	
大 学 卒	244	49.2	630,350	6,894	623,456			
短 大 卒	48	50.6	575,386	16,005	559,381			
高 校 卒	75	52.5	635,437	11,560	623,877			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 課 長	115	50.2	676,936	10,250	666,686	同 上	同 上	
大 学 卒	86	49.3	689,937	10,745	679,192			
短 大 卒	16	52.3	655,924	15,433	640,491			
高 校 卒	13	53.3	618,857	0	618,857			
中 学 卒	0	-	-	-	-			

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件	対 応 級	
				きまって		(A－B)			
				支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)				
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	{ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者又は課長に直属し、部下に係長等の役職者を有する者若しくは部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)	4 級、5 級	
	大 学 卒	144	49.5	600,906	69,303	531,603			
	短 大 卒	88	49.2	611,100	74,536	536,564			
	高 校 卒	27	49.2	549,834	49,927	499,907			
	中 学 卒	28	50.8	615,195	71,494	543,701			
		*	*	*	*	*			
	技術課長代理	76	48.0	588,557	89,823	498,734	同 上	同 上	
	大 学 卒	59	47.5	589,627	87,783	501,844			
	短 大 卒	5	43.8	586,095	118,185	467,910			
	高 校 卒	12	53.1	583,150	88,201	494,949			
	中 学 卒	0	-	-	-	-			
	事 務 係 長	474	45.5	509,533	72,360	437,173	係の長及び係長級専門職	同 上	
	大 学 卒	278	44.0	513,987	75,891	438,096			
	短 大 卒	99	47.1	467,230	72,196	395,034			
	高 校 卒	95	49.2	533,143	61,170	471,973			
	中 学 卒	2	37.5	526,127	70,184	455,943			
	技 術	技 術 係 長	81	48.2	695,458	144,371	551,087	同 上	同 上
		大 学 卒	53	45.4	728,214	165,390	562,824		
		短 大 卒	14	52.4	640,781	106,731	534,050		
		高 校 卒	14	54.3	629,581	104,470	525,111		
中 学 卒		0	-	-	-	-			
関 係 職 種	事 務 主 任	419	42.0	431,607	44,644	386,963	{ 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所において、課長代理以上に直属し、部下を有する主任 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)	2 級、3 級	
	大 学 卒	241	38.4	444,029	41,832	402,197			
	短 大 卒	94	46.3	398,001	44,636	353,365			
	高 校 卒	84	49.2	425,849	53,485	372,364			
	中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 係 員	技 術 主 任	131	40.7	494,050	76,710	417,340	同 上	同 上	
	大 学 卒	100	40.3	501,476	77,534	423,942			
	短 大 卒	14	39.4	459,820	84,409	375,411			
	高 校 卒	17	45.1	463,881	64,612	399,269			
	中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 係 員	事 務 係 員	1,048	38.1	376,142	40,588	335,554	{ 32歳以上 2 級 31歳以下 1 級		
	大 学 卒	629	34.5	389,521	46,381	343,140			
	短 大 卒	229	43.5	351,324	26,902	324,422			
	高 校 卒	189	44.3	358,753	36,869	321,884			
	中 学 卒	*	*	*	*	*			
技 術 係 員	技 術 係 員	339	33.3	466,931	90,986	375,945	同 上	同 上	
	大 学 卒	249	32.1	468,853	92,027	376,826			
	短 大 卒	56	36.2	456,488	84,316	372,172			
	高 校 卒	34	38.0	469,934	94,302	375,632			
	中 学 卒	0	-	-	-	-			

その3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件	対 応 級
				きまって		(A－B)		
				支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)			
		人	歳	円	円	円		
事 務 系 職 種	支 店 長	*	*	*	*	*	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	9 級
	大 学 卒	*	*	*	*	*		
	短 大 卒	0	-	-	-	-		
	高 校 卒	0	-	-	-	-		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	工 場 長	0	-	-	-	-	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	0	-	-	-	-		
	短 大 卒	0	-	-	-	-		
	高 校 卒	0	-	-	-	-		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	事 務 部 長	92	53.8	675,201	943	674,258	{ 2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	7 級、8 級
	大 学 卒	73	53.4	709,111	448	708,663		
	短 大 卒	11	56.0	546,640	0	546,640		
	高 校 卒	8	54.0	550,237	7,436	542,801		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	技 術 部 長	23	51.2	693,001	3,338	689,663	同 上	同 上
	大 学 卒	16	52.8	682,256	4,563	677,693		
	短 大 卒	5	48.0	754,941	0	754,941		
	高 校 卒	2	45.0	595,661	1,191	594,470		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	37	50.6	515,961	12,544	503,417	{ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められ る部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)	6 級	
大 学 卒	25	48.9	537,807	4,905	532,902			
短 大 卒	7	51.7	479,309	27,826	451,483			
高 校 卒	5	58.4	460,211	27,597	432,614			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	13	49.7	549,489	293	549,196	同 上	同 上	
大 学 卒	12	50.4	561,129	331	560,798			
短 大 卒	0	-	-	-	-			
高 校 卒	*	*	*	*	*			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
種 別	事 務 課 長	124	47.4	492,839	13,237	479,602	{ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる 課の長及び課長級専門職	4 級、5 級
	大 学 卒	90	46.6	515,329	12,597	502,732		
	短 大 卒	19	50.5	429,139	11,316	417,823		
	高 校 卒	15	47.5	451,777	19,302	432,475		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	技 術 課 長	71	49.3	529,322	36,396	492,926	同 上	同 上
	大 学 卒	51	47.7	536,479	38,749	497,730		
	短 大 卒	15	53.9	516,717	23,132	493,585		
	高 校 卒	5	51.4	497,203	55,287	441,916		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件	対 応 級
				きまって		(A－B)		
				支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	{ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者又は課長に直属し、部下に係長等の役職者を有する者若しくは部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)	4 級、5 級
	大 学 卒	47	46.4	518,014	101,052	416,962		
	短 大 卒	37	45.6	541,644	114,675	426,969		
	高 校 卒	5	50.1	411,235	35,937	375,298		
	中 学 卒	5	48.4	453,222	69,013	384,209		
		0	-	-	-	-		
	技術課長代理	74	48.2	491,526	83,836	407,690	同 上	同 上
	大 学 卒	58	48.3	492,005	81,967	410,038		
	短 大 卒	14	49.1	495,408	95,165	400,243		
	高 校 卒	2	37.5	443,570	53,312	390,258		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	事 務 係 長	183	44.4	424,913	62,474	362,439	係の長及び係長級専門職	2 級、3 級
	大 学 卒	110	41.2	460,030	84,640	375,390		
	短 大 卒	34	49.0	370,317	27,120	343,197		
	高 校 卒	39	49.4	374,134	31,251	342,883		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	技 術 係 長	26	46.9	402,843	38,865	363,978	同 上	同 上
	大 学 卒	9	45.1	435,056	53,586	381,470		
	短 大 卒	14	48.5	384,027	26,283	357,744		
	高 校 卒	3	43.6	402,583	59,179	343,404		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
事 務 主 任	183	41.7	364,546	46,479	318,067	{ 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所において、課長代理以上に直属し、部下を有する主任 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)	1 級	
大 学 卒	105	38.0	386,408	59,726	326,682			
短 大 卒	33	44.1	350,133	25,164	324,969			
高 校 卒	45	48.8	321,513	29,659	291,854			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 主 任	80	43.0	405,403	62,113	343,290	同 上	同 上	
大 学 卒	51	41.9	428,202	81,478	346,724			
短 大 卒	16	44.2	366,131	36,315	329,816			
高 校 卒	13	46.0	370,346	23,129	347,217			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 係 員	701	38.2	339,992	31,462	308,530		同 上	
大 学 卒	402	35.2	359,637	39,646	319,991			
短 大 卒	176	42.2	319,153	21,118	298,035			
高 校 卒	122	42.2	302,073	18,264	283,809			
中 学 卒	*	*	*	*	*			
技 術 係 員	393	34.0	362,728	52,103	310,625		同 上	
大 学 卒	259	31.3	367,889	57,407	310,482			
短 大 卒	66	37.8	354,725	46,395	308,330			
高 校 卒	66	40.2	351,431	38,157	313,274			
中 学 卒	2	52.0	316,934	0	316,934			

第13表 新規学卒者の採用の有無及び初任給の改定状況

学歴	項目 新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増 額	据置き	減 額	
	%	%	%	%	%
大 学 卒	36.2	69.1	30.9	0.0	63.8
高 校 卒	11.5	90.8	9.2	0.0	88.5

(注) 初任給の改定状況の割合は、新規学卒者の採用がある事業所を100としたものである。

第14表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

役職段階	項目 一定率（額）分	考課査定分
	%	%
係 員	66.9	33.1
課 長 級	65.7	34.3
部長級（非役員）	65.5	34.5

第15表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	割 合
支 給 す る	72.9 %
支 給 し な い	27.1 %
借家・借間居住者に対する 住宅手当月額最高支給額 の 中 位 階 層	25,000円以上 26,000円未満

第16表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況

その1 転勤をした者に対する手当等の支給状況

転勤に伴い 手当等を支給 する	支給方法（複数回答）		転勤に伴い 手当等を支給 しない
	一時金	一時金以外	
%	%	%	%
85.0	72.6	69.1	15.0

(注) 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。

2 支給方法の割合は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100としたものである。

その2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

帰宅費用を 支給する	年間支給回数						帰宅費用を 支給しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
%	%	%	%	%	%	回	%
81.6	[36.3]	[35.9]	[6.3]	[14.0]	[7.5]	12.6	18.4

(注) 1 帰宅費用の支給の有無の割合は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100としたものである。

2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、[]内の割合は当該事業所を100としたものである。

3 労働経済関係資料

第17表 労働経済指標

項 目 年 月	① き ま っ て 支 給 す る 給 与 (調査産業計)				② 所 定 内 給 与 (調査産業計)				③ 総 実 労 働 時 間 数 (調査産業計)	
	全 国		北 海 道		全 国		北 海 道		全 国	北 海 道
	(円)	前 年 同月比 (%)	(円)	前 年 同月比 (%)	(円)	前 年 同月比 (%)	(円)	前 年 同月比 (%)	(時 間)	(時 間)
令和7年4月	323,962	2.3	274,925	2.7	298,405	2.4	256,055	2.8	145.4	143.7
5月	321,399	2.0	273,337	3.3	296,908	2.1	255,033	3.2	140.5	139.6
6月	324,349	2.3	276,084	1.7	299,777	2.3	259,056	2.0	145.2	143.8
7月	324,962	2.4	277,535	2.2	299,529	2.2	257,937	1.9	148.8	148.8
8月	322,452	2.0	275,463	1.9	297,808	2.2	255,793	1.6	135.2	136.5
9月	323,860	2.3	276,616	1.5	299,570	2.4	256,849	1.4	139.9	140.8
10月	328,155	2.8	280,548	2.3	301,952	2.9	259,945	2.0	147.7	147.1
11月	326,666	2.2	279,813	0.8	300,261	2.2	259,101	0.6	140.8	138.0
12月	327,349	2.3	279,817	1.1	301,411	2.4	259,735	1.1	140.4	140.2
令和8年1月	324,326	3.3	286,352	6.2	299,243	3.2	267,419	6.5	135.3	134.8
2月	325,671	3.8	288,870	6.9	300,032	3.8	268,959	7.0	134.9	134.5
3月	329,333	4.1	286,325	6.8	303,269	3.9	266,106	6.8	140.1	139.8
4月	336,689	4.0	297,450	8.2	309,459	3.7	276,837	8.1	146.8	147.6
資料出所	厚生労働省		北海道		厚生労働省		北海道		厚 生 労働省	北海道

(注) 1 ①、②、③、④については「毎月勤労統計調査」、⑤については「家計調査」による。

2 ①、②、⑥、⑦は令和2年基準である。

3 ①、②、③、④は事業所規模30人以上の数値である。

4 ⑤の令和8年4月における集計世帯数は、全国7,222世帯、札幌市87世帯である。

④ 所 定 外 労 働 時 間 数 (調査産業計)		⑤ 消 費 支 出 (名 目) (2 人以上の世帯)				⑥ 消費者物価指数 (総 合)		⑦ 国内企業 物価指数	⑧ 有効求人 倍 率 (全国・ 季 節 調整値)	⑨ 完 全 失 業 率 (全国・ 季 節 調整値)
全 国	北海道	全 国		札 幌 市		全 国	札幌市			
(時 間)	(時 間)	(円)	前 年 同月比 (%)	(円)	前 年 同月比 (%)	前 年 同月比 (%)	前 年 同月比 (%)	前 年 同月比 (%)	(倍)	(%)
12.0	9.9	325,717	4.0	296,020	△5.7	3.6	3.8	3.9	1.25	2.5
11.3	10.3	316,085	8.9	302,746	△0.7	3.5	3.7	3.1	1.23	2.5
11.3	9.5	295,419	5.2	288,538	6.3	3.3	3.2	2.8	1.22	2.5
11.6	10.7	305,694	5.1	264,039	8.4	3.1	2.9	2.5	1.22	2.4
10.6	10.2	313,977	5.5	287,943	9.7	2.7	2.4	2.6	1.21	2.6
11.4	10.7	303,214	5.3	260,382	△4.3	2.9	2.4	2.8	1.20	2.6
12.1	11.3	306,872	0.3	304,859	8.7	3.0	2.5	2.7	1.19	2.6
11.8	11.0	314,242	6.3	318,546	17.9	2.9	3.1	2.7	1.19	2.6
11.6	10.6	351,522	△0.3	372,137	11.8	2.1	2.4	2.4	1.20	2.6
11.3	10.9	307,584	0.7	274,388	△8.5	1.5	2.1	2.4	1.18	2.7
11.4	11.5	289,391	△0.4	276,129	△8.2	1.3	2.1	2.1	1.19	2.6
12.0	11.7	334,701	△1.3	298,469	△2.6	1.5	2.2	2.9	1.18	2.7
12.2	12.2	328,969	1.0	320,451	8.3	1.4	1.5	5.4	1.18	2.5
厚 生 労働省	北海道	総務省						日 本 銀 行	厚 生 労働省	総務省

職員の給与等に関する報告及び勧告（令和８年）

編集・発行 札幌市人事委員会
〒060-8611 札幌市中央区北１条西２丁目
TEL (011) 211-3147
FAX (011) 211-3148

市政等資料番号	01-U02-26-2035
関係部局保存期間	１年

